

第十九回 参議院建設委員会會議録第二十一号

(四二九)

昭和二十九年四月五日(月曜日)午後二時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員 深川タマエ君
理事 石井 桂君
石川 榮一君

委員

小澤久太郎君
飯島通次郎君
小笠原 三男君
小林 孝平君
田中 一君

政府委員

建設政務次官 南 好雄君
建設大臣官房長 石破 二郎君
建設省計画局長 瀧江 操一君
事務局側 常任委員 武井 篤君
常任委員 會専門員 菊池 瑞三君
常任委員 會専門員 常任委員 會専門員

説明員

建設省住宅局 鮎川 幸雄君
住宅経済課長

本日の会議に付した事件

○土地区画整理法案(内閣送付)

○土地区画整理法施行法案(内閣送付)

○住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(深川タマエ君) 只今より建設委員会を開会いたします。

本日は時間の関係上最初に土地区画整理法案並びに同施行法案の説明を承

わり、その次に前面に引続き住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の逐条審議を御継続願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○田中一君 今委員長は法案全部の説明を聞くようにおっしゃったが、提案理由の説明だけを聞くのでございましょう。

○委員長(深川タマエ君) そうでございませう。

○田中一君 それならそのように訂正して下さい。

○委員長(深川タマエ君) 今の土地区画整理法案並びに同施行法案の説明は提案理由の説明でございませう。

本日御出席の政府委員は南政務次官、石破官房長、瀧江計画局長でございませう。住宅局長はなお二、三日休養の必要がある由で、鮎川説明員が出席されております。説明を聞くことに御異議ございませんか。

○委員長(深川タマエ君) では南政務次官より土地区画整理法案並びに同施行法案の提案理由の説明をお願いします。

○政府委員(南好雄君) 只今提案になりました土地区画整理法案につきましても、提案の理由とその概要とを御説明申し上げます。

御承知の通り、現在土地区画整理の事業は、都市計画法及び特別都市計画法に基いて運営されているのでありますが、その施行の方法に関する主要事項は、これらの法律において準用する旧耕地整理法の規定によつてゐるので

あります。この旧耕地整理法は、明治四十二年に制定され、昭和二十四年に廃止されたものでありまして、その規定は、その後における社会事情の変遷に即応しない部分もあり、また元来農地に對して適用するために制定されたものでありますので、市街地に施行される土地区画整理の事業については、適合しない部分も少なくないのであります。また都市計画法及び特別都市計画法の土地区画整理に関する規定には、各種の施行者の行い事業の間に關係権利者の取扱等について不均衡がありま

すので、その調整を図ることが必要とされてゐたのであります。ここにございまして、これらの法律の土地区画整理に関する規定を統合整備いたしましたとして、單獨法を制定し、運用の統一を期すると共に、市街地における土地区画整理事業の円滑な施行を促進して、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図り、以て健全な市街地の造成に寄与するため、本法案を提案した次第であります。

以下本法案の従来の土地区画整理と異なる主要な点について御説明申し上げます。第一に、土地区画整理組合は、従来は土地所有者によつて組織されることを原則としておりましたが、近時における借地権の地位の重要性に鑑み、事業を円滑に施行するため、借地権者もその組合の組合員としたのであります。

第二に、地方公共団体は従来は建設大臣の施行命令によつて土地区画整理の事業を施行することとされておりましたが、地方の事情に應じまして自発的に事業を施行することができるとしたのであります。

第三に、国の利害に重大な關係がある土地区画整理事業につきましても、現在も戦災都市の復興のための土地区画整理について行政庁が施行に當つておりますが、今後におきましても建設大臣が必要と認める場合には、土地区画整理事業を行政庁に施行させることができるものとし、なお特に必要がある場合には、建設大臣がみずから施行することができるとしたのであります。

第四に、土地区画整理の円滑な運営を図るために、土地の所有者及び借地権者のみならず、その他の關係権利者についても、その意見が反映し得るようになつて、必要な措置を講ずることとしたのであります。即ち事業計画及び換地計画を定める場合におきましては、あらかじめこれらを公衆の縦覧に供し、利害關係者はこれらに對し意見書を提出できるものとしまして、その意見書の処理について必要な規定を設けたのであります。又地方公共団体及び行政庁が施行する土地区画整理事業について置かれる土地区画整理審議会の委員並びに土地区画整理組合の役員及び總代

任請求の制度を定め、改選請求又は解任請求の制度を設ける等の措置を講じたのであります。

第五に、一定規模以下の過小宅地及び過小借地又は關係権利者の同意があつた宅地につきましては、換地に代えて建築物の一部を与え得ることとし、密集市街地等における土地の高度利用を図ることとしたのであります。

以上が土地区画整理法案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことをお願いいたします。

次は土地区画整理法施行法案につきましても、提案の理由とその概要とを御説明申し上げます。

土地区画整理法の施行に伴つて、現行法による土地区画整理について必要な経過規定を設ける必要があり、併せて關係法令の改廃を行う必要がございまして、本法案を提案したような次第であります。即ち土地区画整理法の施行に伴い、現行法により土地区画整理組合及び地方公共団体が施行いたしました土地区画整理については、土地区画整理法施行の日から五年以内に同法の規定による土地区画整理事業に切り換へることができるよういたしましたことと、その他の土地区画整理については、土地区画整理法施行の日に同法の規定による土地区画整理事業に切り換へるものとして、必要な経過規定を設けると共に、特別都市計画法を廃止し、登録税法その他の關係法令に所要の改正を加えたのであります。

以上が土地区画整理法施行法案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(深川タマエ君) では只今から前回に引き続きまして住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の御質疑をお願いいたします。二十ページの附則からになります。

○田中一君 前回の委員会で質問したうち、省議できめて答弁して頂きたいという申入れをしておいたのですが、その何は今御答弁ございますか。

○政府委員(石破二朗君) 前回の当委員会におきまして田中委員から御質問があり答弁を保留さして頂いておる点につきまして、お答え申し上げます。

前田田中委員の御質問のありました事項のうち、先ず共同建物を促進するために防火地区内借地権処理法を活用するつもりはないか、そうして過小住宅が密集して立つようなことを成るべく避けて、成るべく高層建物を促進して土地問題解決の方法としたらどうかと、こゝより御意見だつたと思ひますが、御承知の通り、防火地区内借地権処理法は関東震災後の復興に當つて東京、横浜両市に適用されました現在に至つてある法律でございますが、その要旨は、木造建築物の所有を目的とする借地権のその条件を耐火建築物等とする借地権の所有を目的とする借地権に變更する場合のその借地条件に關し當事者間に協議がととのわず且つ民事調停が不成立の場合において裁判所が相當の措置を命ずることができるといたした法律でございます。耐火建築の促進のためには本法の狙つております措置も必要ないことがあり得ると考えられるのであります。その後の法律制度の改廢に伴ひまして本法も改正を要する点もあると考えられますので、目下法務省と打合中でございます。

す。

御質問の要点は、数個の借地権を合して一つの耐火建築ができるように措置する方法を考えたらどうかというように御趣旨と思われるのであります。が、現行の制度の下におきましても、実は耐火建築促進法に定めるところの防火地区内におきましては地方公共団体が主体となつて建物を建築する場合に限りまして、或る程度は土地所有者でありますとか借地権者等の意思にもかかわらず、耐火建築物を建築することができるとなつておるのであります。全面的にこの過小の借地権を統合して一つの建物を強制的に作らすというようなのは、全面的にはその目的はまだ至つていないわけでありまして、或る程度は御意見の通りの目的を達成し得るようになつておるのでございます。なお御意見のありましたこの制度につきましては、将来の問題としたしまして十分検討して参りたい、かように考えておるのであります。

なお蛇足になるかも知れませんが、先ほど提案理由の説明がありました土地区画整理法におきましても或る程度立体化するというような制度も考えまして、土地問題の解決に資するというような方向には進んでおるわけでありまして、今後とも十分検討さして頂きたいと思ひます。

○田中一君　現在の耐火建築促進法によつても防火地区内借地権処理法を活用したほうがスムーズに仕事が進むのです。現在あるところの耐火建築促進法だけではまだ足りない面もある。ましてや今度のような住宅金融公庫法の改正において政府が狙われておるような多層化するための下の地上権者並び

に土地の所有者に対して貸付をするならば、こうしたものを高度に利用することによつて目的が達せられる。従つてこれによつて生ずるものは宅地が得られるということですね。二十万坪の宅地を新しく作らないでも、宅地が空間において得られるということなんです。私が質問したのは、あなたたちがたがうという現行法があるにもかかわらず、もういふものを何ら考慮に入れずして今度の改正案を立案されたということについて質問したわけなんです。だから今の御答弁だけでは満足しないのです。一体この住宅金融公庫法の改正案とどういふ工合に關係を持つて、どういふ工合にしようとするか、現にこういうものは考慮に入れなかつたということとは官房長も言つておつたのです。従つて政府としてはこの改正法案を提出するならば、この関連においてどういふ態度を以てやるかということ伺いたいのです。これは官房長が今日は困るなら、住宅局長並びに建設大臣の病氣が治つたら改めてもう一回質疑をいたします。

○政府委員(石破二朗君) 今の御意見のありますあの法律は、その土地が、宅地が大きいか小さいかは別問題として、土地所有者とそれから借地権者との間に借地権の条件の變更についての、つまり木造建築を所有すること

を目的としておつた借地権、これを永久構造物の建物にしたいという場合に、地主と借地権者との間に話がまとまらなかつたならば裁判所のはうで強制的に命令を出せるという法律でございまして、数個の借地権或いはその間に借地権のない土地所有者も入つておるかも知れません。そういうものを

統合して或る程度強制的に大きな建築物が建ち得る土地を作るのには、まあこの法律は狙いが違うわけでありませう。従いまして先ほどもお答えいたしましたように、建設省としましては、宅地の問題についてはひとりで地権の問題でもなし、更に広い範囲で根本的に検討しなければならぬだろうと考えておりますので、そのときまでこの問題も待つて頂きたい。

御承知の通りあの法律は現在ではこの点は読替規定がないのでございますから、市街地建築物法が建築基準法にvari、その他裁判所の制度なども変つた關係上、變つたについての読替規定の法律が作つてないのでから、あの法律は動かんことに相成つておるので

ありまして、何處も繰返します通り、宅地問題はどうしても近い将来に根本的の検討を加えなければならんことになつておりますので、御不満でもありませんようにけれども、この今因提案しております公庫法の改正によりましても宅地問題解決に一歩前進するわけでありまして、御了承願いたいと思ひます。

ます。

○田中一君　あの法律が生きれば活用されるものですね、少くともプラスされるものなんです。従つて一緒に法律を改正する意思はありませんか。

○政府委員(石破二朗君) 御意見の点は誠に御尤もでありますので、近い将来にこれを検討してみたいと考えております。研究したいと思ひます。

○田中一君　それじや官房長としては
答弁できないでしょうけれどももう一
遍伺つておきたいのは、先だつてもこ
れを省内の意見をまとめて来てくれと
申上げたのですが、三十数年前にでき

上つた復興建築助成会社、この法律の
経緯並びにこの運営は、まだ償還期が
恐らく来ていないから会社は生きてお
ると思います。けれども、これはどう
いうふうな意図の下にどういう形で運
営され、どういう条件で国の資金がこ
れに充てられておつたかということを
研究をして返事をせよと言つてあるの
です。それについては……。今そんな
ものを見て答弁されるのです。とつく
にあなたのほうで検討されたはずで
す。従つて三十数年前に今本法で以て
改正するような現実があつたという事
実から見ましても、それに対して検討
されたことがあつたかどうか、今ここ
でそんなものを見て答弁するのは困
るのです。

○政府委員(石破二朗君)　ここで聞いてお叱りを頂きましたが、復興建築助成株式会社につきましてはその旨諒も取寄せまして研究もいたしておるのございしますが、今日初めていたしたわけではございませんけれども、前回の御質問のときにちよつとうっかりしておりました……。

○田中一君　とんでもない。こつちは真剣に質問をしているんですよ。うつかりなんてとんでもないですよ。石礫君だつていたでしよう。

○政府委員(石礫二期君)　あの定款を

知つておるかというような御質問がありまして、実はまだ見ておりませんと御答弁申し上げまして、まあこの次までにはよく研究して参りましようとする

げておいただけであります、誠に不十分でございますして申訳ありませんが、次回に答弁をさして頂きたい。
 ○田中一君 私はこんなことを意地悪を言つておるんじゃないのですよ。も

う三十数年前に今の住宅金融公庫の改正をしてやろうと言つておることを現実に時の政府はやつておるのですよ。

○委員長(深川タマエ君) 田中委員に申し上げます。前回は石破官房長は御聞き進みをしていらつしやうた御様子でございまして、次回に御答弁をお待ち願ひたいと存じますが。

○田中一君 又聞き違いがあると困るからばつきり私もおしえておるのでございします。あらかじめ言ひますが、今度は聞き違ひをしないで下さい。

この十数年前に時の政府は震災の後、どうしたらばきれいな街を作れるか、再び燃えないような街を作ろうかと復興建築助成会社というものを作つたんです。そうして過小宅地がたゞさんあるもので、これをやはり共に同じ十坪や二十坪の二階や三階だつたら困るから、或る程度の過小宅地をまとめて共同建築をしたのです。これが何も店舗ばかりじゃございせん。アパートもありました。住宅部分もたくさんあるのです。この公庫法の改正には過小宅地をどうするかという始末がしてないのです。一面においては宅地の造成をすると言つて宅地を求めてありながら、この法によりまして十五坪でも二十坪でも国の貸付金がもらえて高層、多層建築ができるのです。そうしますと空地の制限がありまして、それから建築基準によるところの光とか空気とかいうものに対する制限があるのです。そうしますと一方においては土地の造成、土地の取得をもくろんでおきながら、一方においては有効なる土地をまづ使わないような法律になつておるのです。この法律

は、住宅金融公庫法の改正というものは、従つて三十数年前にやつた現実をお調へになつてです。現在示されておるところの法律というものはその分よりも改悪になつておる。この点を指摘しておるのです。先般私が委員会に質問したこともです。あの部分については十坪だろが二十坪だろが貸す対象になるのです。現在の改正法ですと対象になるのです。多層建築する場合にです。それではいたゞらに宅地が無駄になるのです。その際共同化の問題を出せばいい。今言つたような古い法律を引張り出して申上げるのはそれなんです。地主が木造だといふので借地権者が鉄筋を作りたいといふ場合に、あなたがさつき言つた耐火建築促進法に基いて、それに關連して過小宅地をまとめて、共同化するならば、少くとも宅地といふものは無駄にならないのです。この法律にはその規定がないのです。そいつは、今これは答弁しろと言つたつていい加減な答弁をするから、答弁をまとめて責任ある答弁をして頂きたい。今度聞き違ひはないでしょうね。

○政府委員(石破二期君) 前回田中委員の御指摘になりました防火地区内借地権処理法で先ほども私が御答弁申し上げました通り、過小宅地であるといふ宅地であらうが、その土地の所有者とそれから借地権者との間に、借地権の条件の変更について協議が整はん場合、或る程度強制的な措置をとり得るという規定でございまして、いわゆる過小宅地を整理するとかこれを統合するといふことはこの法律の狙ひではなかつた。私はかように考へておりまして、従ひまして、御指摘の通り過小宅

地を整理する必要につきましては、私も十分痛感いたしておるのであります。が、これにつきましては、この法律の精神とは若干違ひます。私の考えでは新しい問題だと考へますので、近き将来の宅地問題全般を検討する際に譲らして頂きたいと思ひます。

なお、この宅地の問題につきましては、今回提案いたしておりますような新規に宅地造成をするとかいふのはまだ足らんのではないかと御意見見も御尤もだろがと思ひます。これはやはり私どもの考へといひましては、過小宅地を強制的に整理するといふことは、やはり相當の強制力を伴わざるを得ないことになつて思ひます。で、もう少し慎重に検討して頂きたいと、かように考へております。

○田中一君 前段はあなたの御答弁を以て結構です。併しながら耐火建築促進法という法律がありまして、やはり過小宅地の問題も同じような、不燃建築物を建てる場合には土地収用法を適用してやるような法律があるんです。あれに何も住宅部分がいけないとか何とか書いていないのです。お話と同じなんです。宅地を取得するといふことは、例えば前段のあなたの御答弁になつたように、土地の所有者が木造なら許す、耐火建築ではいかんと言へばできないのです。その面が一つ、過小宅地をまとめてやる場合には耐火建築促進法を関連させればできるのです。強いて単行法を作る必要はありません。金を貸す貸さないの問題ではないのです。補助金を出す出さないの問題ではないのです。宅地を高度に利用しようという建前から行けばこれは可能なんです。それを考へずして、ただ新しい、米を取つたり、高

度に利用ができるような田畑、土地をつぶして行こうという考へを持つこと自身がおかしいじやないかと云うのです。今のあなたの言つておることはわかつておるのですが、わかつておるが、この二つの法律に基けば市街地におけるまだ未利用の土地並びに空間を高度に利用されるという途が開けてあると言ひます。

○政府委員(石破二期君) お話の通り現行の土地収用法におきまして、防火帯の促進法によりまして強制力的に土地を取り得ること、まさに御意見の通りであります。ただここで私が考へておりますことは、現在でも土地収用法という制度はひとり宅地ばかりではなくして、道路建設でありますとか河川改修等にもいろいろ行われておりますけれども、なか／＼これが実際に

おひそめと簡単に勿論やるべきものじやございせんけれども、なか／＼これは実行が困難な社会情勢にあるんじやないかと思ひます。従ひましてこれですぐ／＼やつて行くといふような御答弁をまあ申上げかねるわけでありまして、そういう点を考慮いたしまして、将来宅地の問題全般の問題として検討して行きたい、かように申上げるわけでありまして。

○田中一君 私はあなたの答弁非常に不満です。なぜならば一年前の国会において建設大臣は耐火建築促進法というものをこの委員会に付託し、審議した、そして過小宅地が高度に利用されるからこの法案を通過と言つて要求して、我々は審議の結果それは通したのです。その官房長ともある者が、少くとも建設省自身の責任において我

我にそれを審議させて通つたものが、今ではそれが今の社会情勢にそれでは実行不可能だからと言ひなれば、耐火建築促進法を廃止しなさい。その上においてそういう答弁をしない。○政府委員(石破二期君) いや不可能だと申上げたわけではありませんで、なか／＼そうすべきと動かしにくい状況にあります。なおあれは防火建築帯だけに限られて法律でありまして、その他の地区にも必要なものはあるわけでありまして、それらの点もよく検討して頂きたいと、かように申上げるわけです。

○田中一君 住宅金融公庫法の一部改正の法案では、防火建築帯には住宅を持つちやならないのですか。

○政府委員(石破二期君) 防火建築帯の中に家を建てようとする者にも勿論貸付け得るわけでありまして、その地区内には耐火建築促進法によりまして、或る程度の強制的な措置はまあとれるわけでございますけれども、やはりこれも三分の二の同意は必要とするわけでもございまして、これはまあ従ひまして先日田中委員の御発言になつておりますような抜本的な過小宅地の処置ということにはまだ、先ず第一に防火建築帯内に限られておるとか、或る程度は関係者の同意が要するといふような点で、抜本的な解決には未だ以て十分には行きかねるかと考へる次第でございます。

○田中一君 そうすると防火建築帯に住宅を建てることは必要ですね。同時にこの資金の融通を受けることは必要ですね。できまうね。できまうね。○政府委員(石破二期君) できるわけ

でございます。

○田中一君　そうでしょう。できるでしょう。できるならば、せめてその地区だけでも、宅地というものを高度に利用したら如何ですか。あなた方が自分で以てそういう法律を作り、なお眠っている法律もあり、それを全部呼び起して活用すれば、有機的に利用すれば、そうしてあえて二十万坪の新らしい宅地を造成する必要がないとまで言われるのです。二十万坪の宅地くらいは得られます。

○政府委員(石破二郎君)　勿論防火地帯内のそういう過小宅地といいますが、これをでき得る限り整理いたしまして高層建築ができるように、それはそれでできるだけの努力はしなければならぬと考えております。

○田中一君　又資料を要求すると長くなつて困るけれども、実は防火建築帯で昨年が一億八千万が割られて今度は一億四、これどこを指定して、その姿がどういふものになつてゐるか。或いはあれは何条でしたか、土地収用のあれをもう用いないでも共同建築ができた部分もあるはずで、私知つております。一方において長期貸付をし、一方において国が助成し、そうすれば一銭の造成費も要らないところの宅地が得られるのです。これは法の運用によつてですよ。ただ僅少なる地代さえあれば宅地が得られるという現実を無視しておられる点について僕は指摘したいのです。で、資料を要求するのはですよ、昨年一億八千万、本年度一億円の耐火建築促進法に基く補助金はどこ、どこの町の、何県のどこに幾ら出した。それがどういふ形になつたと、昨年度の分、それ

から二十九年年度の分はどこにどういふものを貸して、どういふ計画で行くのだというところの資料をお出し願ひたい。

○政府委員(石破二郎君)　二十九年年度はまだ決定しておりませんけれども、御要求通りの資料が出せるかどうか、よく研究して頂きたいと思ひます。二十八年度は御要求の資料を提出したいと思ひます。

○田中一君　あとこの逐条審議に入るのですが、時間も相当経過しておりまして、どなたか逐条審議で質問する方があれば別ですが、なければ逐条という形でなくて、この中から抜き出して質問してよろしいと思ひますか。

○委員(長(深川タマエ君)　附則の部分につきまして御質問のおありの方は御発言願ひます。

○田中一君　附則の分の一は、これはまあ当然修正されるべきものと思ひますから……。二の部分、これも適用区分の関係法規の整理ですね、大体において……。それから三の部分ですが、罰則の分、十五条の、ちよつと説明して下さい。

○説明員(鮎川幸雄君)　第十五条はこの際新たに改正したり内容を変更いたしましたわけではございませんが、ただ住宅金融公庫法とその表現を同じくいたしましたわけでございます。

○田中一君　この第十五条の「公庫の業務の委託を受けた金融機関が」云々ですね、これの前に何つたんですか、若し電鉄会社が規定に反して売買した場合にどうなるか、規定に反した場合には罰金を受けなければならないのです、あとはそこへ来て余分な金さえ儲ければいいのです、そういう人があつた場合にどうするか。

○説明員(鮎川幸雄君)　この第十五条の規定の罰則は、公庫の業務の委託を受けた、貸付、回収等の業務を実施する金融機関だけに關します罰則規定でございます。只今質問の罰則規定は本則のほうにあるわけでございます。それは本則の第四十六条にあるわけでございます。

田中委員の御質問は、土地造成事業に貸付を行う場合罰金等覚悟して法外な値段で譲渡したり或いは不当な利益を得る場合等に対してどういふふうにかへるか、こういう御質問かと考へるわけでございますが、これにつきましては土地造成事業を行うものに対する貸付の対象となりまゝすのは、第十七条の第四項の規定によりまして土地造成事業を行う会社その他の法人でありますから、勿論営利法人も入つております。併し第三十五條の二の規定によりまして、譲渡価額とか譲渡方法につきまして条件を設け、又制限をいたしておりますので、利益は得られないようになつておるわけでありまして。即ちこの仕事そのものは非営利的な事業になつておるわけでありまして。従いましてこのような条件のやはり制限の中におきまして土地造成事業を行うことができない会社、法人といふのは、公共団体とか非営利法人とかのは非常に限られた範囲だけに限られるわけでありまして。例えて申せば電鉄会社等が考えられるわけでありまして。又公庫におきましては実際に貸付を行う場合には、会社の内容とか事業計画を十分に審査いたしまして、共に社会的信用というところを十分に重視して会社その他の法人

を貸付の対象といたすわけでありまして、罰則を受けてもなお平気でやるというふうな会社は貸付の対象にいたさないわけでございます。そういうことによりまして、そういうことのないように未然に防止をするようにいたしたいと考へておるわけでありまして。又貸付決定をした後においてもこのようになつて起らないように慎重に契約いたしますと共に、資金の交付方法につきましても十分に注意して、又事業進行の状況なども十分に監視して、そのような悪質の状況が起らないような措置を考へたいと思つております。又若し万一起りました場合にはおきましては、一時償還の請求とか契約の解除とか、先ほど申上げたように罰則の適用等については厳重に行ひまして、又そのようなものに對しましては爾後は絶対に貸付けないというふうな方針でございます。

○田中一君　これは總括質問で大臣に聞くからこのまま残しておきます。あとは全部何の整理ですか。

○説明員(鮎川幸雄君)　この附則におきまして規定してあります主要事項の概略を御説明いたしますと、第一項、第二項は施行期日等に関する事項であります。それから第三項は産業労働者住宅資金金融通法の一部改正でございますが、これは公庫法を引用いたしておりますための本當に形式的な字句の整理だけでございます。それから第四項の北海道防犯住宅建設等促進法の改正は、これも引用条文の変更による整理でございますが、北海道防犯住宅建設等促進法の中におきまして公庫法の改正と同じように多層家屋を建築いたします場合には同じようにやはり年限を

延長したという点が実質上の改正でございます。なお、その他に公庫法の改正と全く同じ内容のものを、ここにおきまして同じように適用をできるようにいたしたわけでございます。

それから第五項は登録税法の一部改正でございますが、この登録税法の一部改正をいたしました趣旨は、土地の開闢助成事業が円滑に行われまうように特に登録税につきまして免稅等の措置を考へたわけでございます。第六項は地方税法の一部改正でございます。住宅金融公庫が業務上必要な不動産を取得しました場合、又住宅金融公庫が貸付金の回収に關連いたしまして不動産を取得しました場合につきまして、免稅の措置をとりましたことと、住宅金融公庫から貸付を受けて、防火地帯に家屋を建築をいたします場合には、不動産取得税の課稅標準の算定につきまして、建設大臣が定めております標準建設費によつて、算定した木造の家屋の建設に要する費用と耐火構造家屋の建設に要する費用との差額の二分の一に相當する金額を取得価格から削除することができるようになつたのであります。又この場合に耐火建築促進法に基く補助金がございます場合には、二重に控除にならないようにその調節をいたしたのでございます。

それからこれは、今申しましたのは、第七項でございますが、第六項におきまして、公庫の貸付金によりまして賃貸住宅或いは分譲事業、或いは土地の開闢事業等につきまして、できるだけ低い価格で貸出されるときか、或いは分譲事業等は買つて売るといふことが行われておりますために、特にこの登録税等が二重にかかるということを防

第五五六号 昭和二十九年三月二十三日受理

河川法改正に関する陳情

陳情者 岐阜県議会議長 松野幸泰

建設省が目下立案中の河川法改正案は、知事の管理権をはく奪し大部分の河川を中央においては握しようとするものであつて、これはあきらかに地方自治の確立を破壊し、中央集権化せんとするあらわれであり、また単に事業者のみの利便のみを図らんとするものであるから、かかる改正には絶対反対であるとともに、地方の実状に適した河川行政を実施せられたいとの陳情。

第五五八号 昭和二十九年三月二十

五日受理

国連軍の土地施設収用に伴う特別損失立法化の陳情

陳情者 広島県呉市長 鈴木術外一名

広島県呉市は、今日なお、大な土地施設が国連軍に使用されているため、幾多の障害をきたしており、特に農業用施設及び海上施設等の農林、水産関係の被害はまことにじん大であるにもかかわらず、講和発効後はこれらの特別損失による補償は放置されているが、もしこのまま推移すれば多数市民の死活問題ともなり、民生経済の安定上憂慮すべき事態にあるから、国連軍の土地施設収用に伴う特別損失による補償の立法化を図られたいとの陳情。

昭和二十九年四月二十二日印刷

昭和二十九年四月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局